

(特殊法人等改革関係)

○ 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）（抄）

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

(1) 特殊法人

雇用・能力開発機構

【職業能力開発（ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等）】

①在職者訓練

○ 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。

○ 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

②職業能力開発大学校

○ 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。

③離職者訓練

○ 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。